

## ごあいさつ

奥地圭子  
多様な学び保障法を実現する会 共同代表

私たちは、教育の世界に、新しいうねりを起こそうとしています。

子どもたちは皆、かけがえのない生命としてこの世に誕生してきます。どんな赤ちゃんも輝いています。しかし、幼稚園、小学校、中学校と学校へ行き続けているうちに自己評価が低い子が増え、いじめ・いじめ自殺・不登校・無気力・荒れ・校内暴力など子どもたちが「学校が苦しいよ」というサインを出し続けるようになります。現在の学校教育が自分に合わない事に苦しみながら学校へ我慢して通っている子たちがたくさんいるのです。教員たちも、もっと子どもが学ぶことは楽しいなど感じてくれるような日々をつくりたいと願いつつも、現実には悩みでいっぱい状況があります。

一方、学校教育だけが教育ではないよ、とさまざまな子どものニーズ、個性、状況に応え、国の行う公教育外に、自ら求める理念のもと、子どもの学ぶ権利を満たすための様々な学び場がつくられてきました。フリースクール、シュタイナー教育、モンテソーリ教育、フレネ教育、サドベリースクール、デモクラティックスクール、外国人学校、ホームエデュケーションなどです。

私たちは、それら学校教育法でいう学校にあたらなくとも、子ども・若者たちが自分らしく豊かに成長する姿を見、これら多様な学びが社会的に保障され、選択でき、不利益にならない仕組みを求めて「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」の立法を求め活動してきました。

活動をはじめて数年、主としてどんな法律が良いかを議論・検討をしてきましたが、本日は、いつもの集会とは違い、学びをどんな内容で、どうつくっているのか、その実践を交流研究しようということになりました。共通点は、国の学習指導要領に縛られず、子ども主体で自由に創っていき、ということなのです。そして、学校制度に位置づく学校の中にも、ユニークな実践を創り出している私立学校があり、一緒に実践交流したいということになりました。

憲法で、全ての国民に保障されている「普通教育」。普通教育といえば、今一般に行われている学校教育の内容と方法しか浮かばない人が多数と思いますが、実は普通教育はもっと多様で、もっと豊かで、真に子どもの学ぶ権利にこたえる可能性に満ちた概念です。

今こそ、新しい普通教育の創造において、大きなうねりを起こしていこうではありませんか。その一步になる2日間の充実を祈っています。

## ●プログラムと目次●

### 2月1日(土)

13:00~14:30	基調講演 多様な学びを実現した国 オランダの教育に学ぶ 講師：リヒテルズ直子さん …P3	
14:35~16:05	多様な学びで育った若者シンポジウム	…P5
16:20~17:10	オルタナティブ教育フェア 第一部	…P7
17:25~17:50	オルタナティブ教育フェア 第二部	…P17
18:00~18:30	講演 新しい普通教育の創造にむけて① 講師：喜多明人 …P28	
18:30~19:00	全体ミーティング	
19:00~20:00	懇親会	

### 2月2日(日)

9:30~10:00	講演 新しい普通教育の創造にむけて② 講師：汐見稔幸 …P30	
10:10~12:10	分科会 ①子ども主体の学びをどうつくるか ②親・保護者とともにどうつくるか …P31	
12:20~12:45	エンディング	

### 資料編

実現する会設立一周年記念集会 汐見稔幸基調講演録	…P34
これまでの活動	…P40
「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」提案の趣旨	…P42
発起人・運営委員一覧	…P44
会員状況	…P45

基調講演

## 多様な学びを実現した国 オランダの教育に学ぶ

講師

リヒテルズ直子さん

オランダ在住、社会・教育研究家  
著述業、日本イエナプラン教育協会代表



### 1. オランダの学校教育 多様な教育の土台としての<教育の自由>

<教育の自由>の確立

60年代後半以降の<教育の自由>

<教育の自由>に基づくオランダの学校教育制度

### 2. 子どもの発達の権利と公教育の役割 何のための自由

多様性=<教育の自由>はなぜ必要なのか

新教育運動とオルタナティブスクール

産業化時代の教育と脱産業化時代の教育

オランダの学校は今

### 3. グローバル時代の教育を考える <教育の自由>を持続させるための条件とは?

20年後、50年後、80年後の未来を見据えた教育は可能か?

3R から 5C へ(オランダ教育の現状からのヒント)

シンガポールの教育改革 TSLN

世界的趨勢 OECD の見解

公教育の質を保障

入試制度(競争評価)から卒業資格制度(絶対基準へ)

監督権の行政からの独立

受益者の権利

教員養成と現職研修の強化・改善

おわりに

書籍紹介

- オランダの教育制度と「教育の自由」について  
平凡社「オランダの教育—多様性が一人ひとりの子どもを育てる」(2004年初版、増刷中)
- 1960年代後半からの教育制度改革とオルタナティブ教育が果たした役割について  
平凡社「オランダの教育はなぜ成功したのか——イエナプラン教育に学ぶ」(2006年初版、現在電子書籍で入手可)
- オランダの学校における特別支援教育と民主的シチズンシップ教育について  
平凡社「オランダの共生教育—学校が<公共心>を育てる」(2010年)
- 日本の学校教育の問題点と現状についての問題提議  
ほんの木「いま『開国』の時ニッポンの教育」(尾木直樹氏との対談、2009年)
- 日本の近代化と近代教育の問題点について(オランダの社会制度の詳細を通して)  
ほんの木「祖国よ、安心と幸せの国となれ」(2011年)
- ピーター・センゲら、組織学習協会のシステム理論に基づく新時代の学校教育のビジョン・理論・実践経験(シンガポールの例を含む)  
英治出版「学習する学校——子ども・教員・親・地域で未来の学びを創造する」(2014年2月刊行予定)(P.Senge et al. “Schools That Learn” 2012年刊行改訂版の翻訳)(リヒテルズによる全訳)

多様な学びで育った若者シンポジウム

## わたしはこう学び、こう育った

現在、日本には、学校教育ではない学び場で育った若者たちがたくさんいます。

また、学校認可を受けていても、教科書どおりではなく独自の学習内容と方法を創り出しているところもあります。

これらオルタナティブな学びの場で育った若者達は、なぜそこを選び、どう育ってきたのでしょうか。今どのように生き、それは、学齢期の多様な学びとどうつながり、そのように育った自分をどう感じているのでしょうか。

ナマな当事者の話から、多様な学びの必要性や可能性について考え合いたいと思います。

### ■シンポジスト紹介

#### 田中謙（たなかけん）

1980年生まれ、33歳。小6で不登校を始める。きっかけは「自分のやりたいこと」を思い切りやるためだった。中2のとき「東京シューレ大田」開設1期生として入会。中卒時にいったんシューレを辞め、寮生活で高校に進むも半年で中退し、再びシューレで学ぶ。音楽とバイトをしながら高認（当時大検）を16歳で取得。

17歳でシューレを辞め、ロサンゼルスに1ヶ月間ホームステイ体験をしたことをきっかけに渡米を決め、ニューヨークの音楽学校でギターやレコーディング、大学でクラシックを学んだ。25歳で大学を辞め帰国し、日本の中堅商社に就職。国内外を飛び回って仕事をしている。

#### 丸山健二（まるやまけんじ）

17歳で「のむぎO.C.S高等部」に7期生として入学  
在学中は、「平和活動」の中心の一人として活躍。  
現在は建設組合の書記（専任）として活動中。33歳。

#### 宮内健治（みやうちけんじ）

NPO法人京田辺シュタイナー学校2006年度卒業。2000年の開校当初に、地元の公立中学校から転入した第一期生。在学中は最高学年として、積極的に「スポーツ・フェスティバル」など新しい企画を発足させてきた。学びの集大成である卒業演劇でシェークスピアに取り組み、卒業プロジェクトでも一人劇を演じた。

卒業後は、外国語大学へ進学、学業の傍ら大規模なフットサルサークルの運営に関わる。大学卒業後は、日本各地で飲食チェーンを展開する「物語コーポレーション」に就職。一年目に会社の新人賞を受賞し、現在も各店舗で接客業を行い、部下への社員教育にも携わっている。

### 関野裕貴（せきのひろたか）

26歳。きのくに子どもの村小学校・中学校・国際高等専修学校卒業（2006年）。

小学校4年生で地元、静岡の公立小学校からきのくに子どもの村小学校に転入。きのくにでの独特の授業や生活をきっかけに保育・教育を学ぶため、地元の大学に進学したのち、母校に職員として戻る。

現在、南アルプス子どもの村小・中学校で勤務。当時の自分自身の経験や幸せな日々を思い出しながら、子どもたちと笑顔で毎日を過ごしている。

### 彦田来留未（ひこたくるみ）

1989年生まれ、24歳。東京シューレ卒業生。不登校の子ども権利宣言を広めるネットワーク代表。

小学4年生の時に学校に行けなくなり10歳からシューレに通う。ホームエデュケーションとして、中学生年齢のほとんどを家で学び過ごす。シューレでは、イベントの実行委員会や作品制作活動の他、不登校の子ども権利宣言の作成にも関わり、20歳で退会。

様々なバイトを経て現在は、サービス福祉事業所、NPO法人ハイテンションに、ロックンロール介助士として勤務。障がいを持つ人たちとアートや音楽活動をしている。

## ■司会

### 奥地圭子（おくちけいこ）

小学校教員時代、わが子の登校拒否から深く学び、1984年登校拒否を考える会をはじめ、30年になる。1985年教職を辞し、東京シューレ開設、以後代表。2007年東京シューレ葛飾中学校開校校長。「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」「全国不登校新聞社」「フリースクール全国ネットワーク」等NPO法人の代表理事。2012年「多様な学び保障法を実現する会」設立、以後汐見稔幸氏、喜多明人氏と共に共同代表。

## オルタナティブ教育フェア①

16:20~17:10

### NPO 法人京田辺シュタイナー学校（日本シュタイナー学校協会加盟校）

#### 日本のシュタイナー学校づくりの現在（いま）～各校の紹介と「協会」設立の意義～

「実現する会」の当初からの団体会員、NPO 法人京田辺シュタイナー学校と昨夏に創設された日本シュタイナー学校協会に連なる全国のシュタイナー学校によるコラボ。各学校の紹介資料や展示が並ぶ教室で、参加校の教員や保護者、そして卒業生がリレートーク。各学校の運営や学びの様子、「協会」という相互支援組織ができた意義、他のオルタナティブ学校とのつながりや保障法実現への期待など、ライブに語ります。お越し下さった方々と車座になって語り合い分かち合う時間も持ちたく思います。

⇒1階 音楽室

### きのくに子どもの村学園 南アルプス子どもの村小中学校

#### 子どもの村のめざすもの～わたしたちが学校法人にこだわった理由～

もし、あなたが子どもを授かったら、どんな子に育ててほしいと願いますか？  
学校には、どんなことを期待しますか？ そのための理想の学校とはどんな学校ですか？  
子どもの村は「自由な子ども」が育つ学校です。一人ひとりがみんなといっしょに楽しく過ごし、楽しく充実した毎日を過ごしています。その中心にあるキーワードは「プロジェクト」です。  
プロジェクトの理論と実際を切り口に、子どもの村のめざしている「自由な子ども」像を伝えます。  
スライドショーを利用して子どもたちの笑顔とともにちょっとだけ見ていただきます。みなさんからのご意見もきかせて下さい。

⇒1階 多目的室

### NPO 法人東京シューレ

#### 東京シューレの学び ～映画「不登校なう」の実践から～

- 子ども中心の居場所・学び場「フリースクール東京シューレ」の概要、理念、学びの考え方や、NPO・市民・当事者によるオルタナティブ教育運動について概説します。
- 子ども発の自主制作映画「不登校なう」の上映、不登校経験から学びをつくること、表現・社会発信をとおした学び、成長の実践紹介もします。
- 映画制作に携わった若者から、不登校経験、東京シューレでの経験、映画制作のエピソードなど、生の声をお聞きください！

⇒2階 AB ホーム

### 箕面こどもの森学園

#### 箕面こどもの森学園の紹介と「やってみよう！！インディアン・シャベリカ」

大阪にある市民がつくった小学校：箕面こどもの森学園のスライド紹介と、  
学校でやっていることばのワークショップ：インディアンシャベリカをやります。  
アイスブレイキングや仲間づくりに使える楽しいワークショップです！ぜひご参加ください。

⇒2階 CD ホーム

## のむぎオープン・コミュニティ・スクール

### 旅を柱にした平和学習 ～旅の教育力～

若者たちは、横浜から長野までの 300 キロ徒歩の旅（平和行脚）、ヒロシマピーストリップ、オキナワピースポーツトリップ、アメリカ留学体験の旅などの“旅”を柱に学習を行い、その中で大きく育っていきます。そして、若者たちは、それらの学習を通して「平和太鼓」をつくり、「平和のバラ」に出会い、“平和太鼓で平和を訴え、平和のバラで平和の輪を広げよう”というスローガンのもと、学習と実践の統一としての「平和活動」を行うにいたります。「旅の教育力」がいかに若者たちを育てるのかについて発表したいと思います。

⇒2階 EF ホーム

## フリースクール ForLife

### 子どもたちのプログラム・学びの実践

神戸市垂水区にある不登校の子どもの「居場所」です。1997 年任意団体として立ち上げ、5 年後に NPO 法人化し市街地に移転、現在に至ります。小さな一軒家ですが、家族的な雰囲気の特徴とし、地域に根ざした子ども主体の活動を展開しています。「子どもがつくる・子どもとつくる」をモットーに現在 10 歳～19 歳までのメンバー 11 人が、日々生き生きと活動しています。子ども発の「プルタブ de 車椅子寄贈プロジェクト」は、現在地域の集荷窓口になっています。スタッフは常勤 2 人、非常勤 3 人、ボランティア 5 人、学生 3 人。

⇒3階 技術室

## 自由の森学園中学・高等学校

### 自由の森学園の教育

自由の森学園は「競争原理を超える」教育の実現という理念を持って設立されました。子どもたちが、自分の手で未来を切り開いていく力をはぐくみます。

⇒3階 会議室

## フリースクールみなも

### フリースクールの子どもたち ～出会いから旅立ちまで～

フリースクールは子ども達が元気を取り戻すための「居場所」としての側面も重視しながら活動をしている。一方で子どもたちが「いかにフリースクールから旅立つか」も重要なテーマである。この発表においては、当団体での取り組みを紹介しつつ、子どもたちがいかに育ち、旅立っていったか、事例を含めて報告したい。一口にフリースクールと言っても団体によってその取り組みは様々だが、1つの参考としてお聞きいただければ幸いです。

⇒3階 美術室

オルタナティブ教育フェア②（17：25～17：50）は、17 ページへ



# いま 日本のシュタイナー学校づくりの現在

## ——各校の紹介と「協会」設立の意義——

「実現する会」の当初からの団体会員である NPO 法人京田辺シュタイナー学校と昨夏に創設された日本シュタイナー学校協会に加盟する全国のシュタイナー学校によるコラボ。

- 各シュタイナー学校の教員や保護者によるリレートーク。
- シュタイナー学校卒業生を交えた参加者との座談会。
- 各学校の資料や映像・作品などが並ぶ展示ブース。



### リレートーク・座談会的话题(例)

- シュタイナー学校での学びの実際。卒業生が振り返る在校時代の学び。  
「人間としての豊かさ、人間の基本を育てる普通教育」(汐見)の創造。
- 各校の、NPO 法人/学校法人での運営上の知恵や悩み。  
「市民による、市民のための学校づくり」(国益でも私益でもなく)
- 他の様々なオルタナティブ教育とのつながり、保障法実現への期待。
- 「多様な学び保障法」の根幹にある「自助的な支援ネットワーク」づくり  
日本シュタイナー学校協会が生まれた経緯。自律的な質の保障、自前の教員養成。

発表代表者：吉田敦彦（「実現する会」発起人、日本シュタイナー学校協会専門会員）

## 子どもの村のめざすもの ～私たちが「学校法人」にこだわった理由～



学校法人 きのくに子どもの村学園 南アルプス子どもの村小中学校 加藤 博



子どもの村がスタートしたのは1992年。開校から22年が過ぎました。今では、和歌山、福井、北九州、山梨に、合わせて8つの学校があり、各地で子どもたちの元気な声がこだましています。

「まず、子どもを幸福にしよう。すべてはそのあとに続く」(A.S.Neill)

「子どもを学校に合わせるのではなく、学校が子どもに合わせよう」(堀真一郎)

この学校がモットーとしてきたこの二つのことばは、これまでの学校のあり方をわかりやすく説明しています。

さて、学校は楽しい場所ではなくはなりません。しかしどうでしょう？ 子どもの自由はおろか、教師たちも息の詰まるような状況に追いやられているのが現代の教育現場の実情です。

子どもの村は、子どもが喜んで通える場所をつくりたいという思いが結集してできた自由学校です。私たち教員は、子ども一人ひとりがみんなと自由に、伝え合い、学び合い、喜び合える場所を、とめざして、日々、準備や工夫をしています。自由学校とは、したいことや心を惹かれる活動や学習がふんだんにあって、子どもたちが自由に選べる学校です。「あれもしたい、これもできる。どれにしよう。困った。困った。」こんなふうには子どもたちを困らせる学校こそが、私たちのめざす学校でなくてはなりません。

いつもかけ足で登校してくる子がいる。なんだか気持ちがウキウキして、笑えてくる。命が躍動するような経験を、子どもと大人がともに紡ぎだしていけたら最高です。

### プロジェクトが学園の存在理由

教育の本来の目的は、自由な子どもへの成長を支援することです。自由な子どもとは、感情的に解放され、自分で考える態度を持ち、共同生活の中で民主的な行動のすべを学ぶ子どもです。私たちは、この「自由な子ども」が育つ環境を準備する上で、以下の3つの方針を大切にしています。

1. 大人がすべてを決める学校から、子どもたちが選んだり決めたりする学校へ。
2. 同じ年齢の子どもに同じことを同じペースで教える学校から、個人差や個性を尊重する学校へ。
3. 教科書の記憶が中心の学校から、具体的な仕事に取り組んでさまざまな力を身につける学校へ。

この3つの基本方針を統合して、徹底的に貫いていこうとしてできたのが「プロジェクト」という形態です。子どもたちは、知的に興奮しながら、自分たちの好奇心を刺激する問題や活動に取り組みます。そして自分の頭と手と体を存分につかって、みずからの生活を豊かにする喜びと、成長する実感と、その過程での学ぶ楽しさと、仲間とふれあう喜びを存分に味わいます。

今回は、南アルプス子どもの村でのプロジェクトの実践の様子をみていただけるように、準備しています。

### さいごに

子どもの村は「学校法人」として認可されることにこだわりました。その理由として、堀は、『きのくに子どもの村の教育(黎明書房) 2013 発行』の中で、このように述べています。

「こんな学校もある、こういう教育方法もできる」と広く発信していくには無認可では弱い」

「無認可のフリースクールでがんばっている人たちの仕事を過小評価するわけではなく、私たちは『あるべき姿の普通の学校』をつくりたいと考えた。妥協するわけにはいかない。」

「認可をとって不自由になることはほとんどありません。子どもたちにとって得をすることの方がはるかに多い。」

「ニールと同じように、妥協しないで、しかも長期にわたって実践を積み重ね、実証的にその有効性を検証していきたい」

子どもに自由を、そして教師にも自由を！子どもと教師が共に笑い合う学校をめざして、あせらず、揺るがず、コツコツと実践を積み重ねていきたいと思っています。



学校にドロドロをはじらせるぞ!!

## 東京シューレの学び ～自主制作映画「不登校なう～居場所を求める私たち～」の実践事例から～

発表者：中村国生、安美留久見子、映画制作実行委員の若者

### 1. 東京シューレ紹介（予定時間 16:20～16:35）

1985年、親の会「登校拒否を考える会」の活動から親・市民によって開設。現在、フリースクール3ヶ所（約100名）、ホームエデュケーション家庭をつなぐホームシューレ（約200家庭）、シューレ大学（約30名）を運営し、多様に学び育つ場をつくっています。また、不登校理解の推進や政策提言、海外フリースクールとの交流、フリースクール全国ネットワーク結成、学校法人東京シューレ学園創設など、NPO・市民・当事者によるオルタナティブ教育運動を推進してきました。その活動の概要、理念、学びの考え方などを概説します。

### 2. 子ども発の自主制作映画「不登校なう～居場所を求める私たち～」の実践紹介（予定時間 16:35～16:50）

- ① 映画上映（部分）
- ② 自らの不登校経験から学びをつくる
- ③ 表現・社会発信をととした学び、成長

【映画作品概要】 東京シューレが25周年を迎えるにあたって、子どもたちが「自分たちの経験や思いを映像作品にして多くの人に伝えたい！」と映画プロジェクトを立ち上げ制作した4作計31分のオムニバス風の劇映画です。不登校の原因ごと「学校のあり方」「いじめ」「理由がわからない」の3作に整理し、最後にそれぞれに登場する主人公たちがフリースクールで出会う全4作。居場所の大切さを表現しました。脚本から、監督、出演、撮影、裏方、大人への出演交渉まで子どもたちが取り組み、2011年に完成させました。2012～13年度はイベント、親の会、教育集会、大学の授業、養護教諭・SC・SSW・民生委員等の研修、国会議員勉強会などで50回近い上映会を開催、文科大臣にも面会し直接手渡すなどしてきました。

### 3. 映画制作実行委員の若者に聞く（予定時間 16:50～17:00）

映画制作に携わった若者から、不登校経験、東京シューレでの経験、映画制作のエピソードや得たもの、上映会で感じたことなど、当事者からの実践報告を生声でお聞きください！

### 4. 質疑応答（予定時間 17:00～17:10）





# 箕面こどもの森学園

箕面こどもの森学園は、子ども一人ひとりの個性を尊重し、知性・感情・創造性をのびやかに育てるオルタナティブ・スクールです。子どもの興味・関心を学習の中心に置き、子ども自身の生活から学習を組み立てるというフレネの教育の考えと方法を取り入れ、子どもの主体性・自律性を促進する教育を行っています。



《今回のブース内容》 大阪にある市民がつくった小学校：箕面こどもの森学園のスライド紹介と、学校でやっていることばのワークショップ：インディアンシャベリカをやります。アイス プレイキングや仲間づくりに使える楽しいワークショップです！ぜひご参加ください。

《書籍のご案内》  
築地書館より、初めての書籍を出版しました！  
教育理念・方法だけでなく、学校の創り方、学校づくりで目指す社会まで書いてあります！

## のむぎオープンコミュニティスクール (1991年4月開校)

### ——“旅”を柱にした平和学習 (旅の教育力) ——

特別に校舎や校庭を持たない、“旅”を柱に地域を学びの場とする学校です。

- \* 300キロ徒歩の旅 (平和行脚) 横浜から長野までの
- \* 広島ピーストリップ
- \* 沖縄ピースボートトリップ
- \* 自由・民権運動を訪ねる旅
- \* アメリカ留学体験の旅

若者たちは、それらの学習を通して「平和太鼓」をつくり、「平和のバラ」に出会い、“平和太鼓で平和を訴え、平和のバラで平和の輪を広げよう”というスローガンのもと、学習と実践の統一としての平和活動を行なうに至ります。

### ●教育目標

「学ぶことによって『生きる力』を身につけ、生きる方向を見つける手助けをする」

『生きる力』とは…平和を愛し、民主主義を重んじ、自らが「変革主体」となること

『変革主体』とは…真の平和と民主主義の世の中をつくるために生きようとする

(他人に生きさせてもらうのではなく、自分の手で未来を切り拓こうとすること)

### ●学習内容

○基礎的な学力を教科の枠にとらわれずに身につけます。

- ・平和 (社会科学)・自然 (自然科学)・健康 (性と生)・論文 (言語)・数・芸術・技術・米会話

○以上を全面的 (総合的) に学習するために、次のことを行います。

- ・旅 (長期・短期)・山間共同生活・平和のバラ・野菜作り・スポーツ・文化活動・楽器・和太鼓 (平和太鼓)・のむぎの様々な行事の創り手・地域の諸活動参加

\* その他

- ・地域で「人間らしく生きられる世の中を創りたい」と自由と民主主義のために闘っている人 (現在・過去=歴史) から学ぶ。(見学・調査・実践・研究)
- ・個人の生き方につながる興味を持つものを学べるよう援助する



横浜～長野 300 ㎞ 平和行脚の途上にて



平和行脚はやがて平和太鼓を生み出した  
(沖縄、ヌチドウ宝の家・阿波根さんの前での演奏)

# フリースクール ForLife

## 設立経緯

1997年に市民が不登校の子どもたちの「居場所」・学校外の「学び舎」として ForLife を設立。  
2002年に NPO 法人化。NPO 法人ふぉーらいふの運営するフリースクールとなりました。  
総活動年数は 17 年になります。

## 理念など

生活者の視点を土台に、自然を中心とする体験活動と人・物・文化などを大切にすることを理念としています。また、その活動は「子どもがつくる・子どもとつくる」という姿勢で、常に子どもの側に立って個々の子どもを尊重し、また「地域」との交流を大切にしています。子ども中心の学びのスタイルは、フリースクール内だけに留まらず地域の資源を活用しながら「外に開いていく」という発想があります。

## 活動

おもな活動は、日常のスポーツやアート、音楽活動などの他に自然体験・仕事体験・農業体験・地域交流／ボランティア活動などの体験活動があります。これらは、主にメンバーミーティングで子どもたちが中心に話し合って決めていますが、参加に強制はありません。

## 子どもたちのプログラム・学びの実践

### A. 子どもたちの挑戦

「トトロの森のかくれ家大作戦！」(家づくりプロジェクト)

TV 番組のダッシュ村をヒントに「廃屋を利用して家づくりをしたい！」との子どもの提案に、場所もない、お金もない中で専門の職人さんに技術を習い、完成するまで 8 カ月を要しました。  
淡路島での体験と家づくりの意味合いを再考します。

### B. 子どもたちの冒険

「あいこぎ〜ほんとうの旅を求めて〜」(沖縄自転車旅行プロジェクト)

沖縄出身のアーティスト・オレンジレンジに会いたいという子どもの一言から生まれた 15 泊 16 日にわたる冒険。走行 700 キロの自転車旅行中に助成金が合格し、子どもたちのモチベーションも上がりました。彼らはどのように準備をし、何を目的にやり遂げたのか？その時大人はどのようなサポートをしたか？を報告します。

### C. 子どもたちの発見

「だいずを通して世界が見える」(食育・職育プロジェクト)

大豆を育て収穫することなど、子どもたちの「食」への興味関心からスタッフにより企画された通年の総合学習。どのような成果が得られたのか？子どもの主体的体験活動と享受の学習とのコラボです。

### D. 子どもたちのボランティア (地域交流プロジェクト)

「区民スポーツ大会」の企画及び運営や地域でのボランティア活動の広がりはどうして結実したのか？フリースクールが地域に根付いて行う実践活動を紹介します。

### E. 「発達障がいの子どものためのバリアフリーマップづくり」

不登校に限らずいろいろな子どもたちが地域を知り、地域が子どもたちを理解することは、バリアを低くすること。安心して子どもたちがフリースクールに通うために地域との連携をどのように築いていったのか？その中での子どもの学びを報告します。

以上、地域の資源を活用しながら、子どもたちの主体的な活動をサポートしてきた ForLife の実践を自ら検証しつつ、フリースクールの教育について一緒に考えていけたらと思っています。

# 自由の森学園中学・高等学校の紹介

## 1. はじめに

すべての子どもたちは計り知れない可能性を持ち、一人ひとりが驚くべき多様性にあふれています。しかし、「一流」と呼ばれる高校・大学への進学をゴールとする画一的な「教育」が広がる中では、それぞれの個性を発見し、伸ばしていくのは簡単なことではありません。

自由の森学園は「競争原理をこえる」教育の実現という理念をもって1985年に設立されました。大切なのは、テストの得点ではなく、生徒の個性を伸ばしていくこと。そのため、得点によらない評価制度、30人前後の少人数のクラス編制、100をこえる講座からなる選択授業（高等学校）など、自らが自らの可能性をどこまでも追求できる環境を整えてきました。自由の森学園中学・高等学校は、すべての子どもたちが、自分の手で未来を切り拓いていく力を育てています。

## 2. 本日の内容～ミニ授業と学校説明

自由の森学園の社会科では、「どれだけ覚えているか」よりも「どれだけ考えているか」を大事にしています。もちろん、知識は大切です。しかし、その知識をつなぎ合わせて、社会的な事実を「どう考えるか」ということが大切です。

本日のミニ授業では、「憲法9条と自衛隊」と題して、自衛隊の現在（いま）とこれからについて、参加者のみなさんと学びあい、考えていきたいと思えます。教室に、具体的なモノを持ち込んで、事実をもとに、知り合い、考えあう場をつくりましょう。

授業の後、自由の森学園の学校生活について、授業や行事、クラブや日常の学園生活について、パワーポイントを用いて説明を行いたいと思えます。

## 3. 学園住所と連絡先

〒357-8550 埼玉県飯能市小岩井 613 番地

Tel : 042-972-3131 Fax : 042-973-7103

IP : 050-3066-6161

E-mail : [info@jiyunomori.ac.jp](mailto:info@jiyunomori.ac.jp)

## 4. 学園へのアクセス

- 西武池袋線 飯能駅南口下車 スクールバスで約15分
- 西武新宿線 狭山市駅下車 スクールバスで約60分
- J R 八高線 東飯能駅下車 スクールバスで約15分  
高麗川駅下車 スクールバスで約25分
- J R 青梅線 小作駅下車 スクールバスで約30～40分



◆理科の授業



◆学年合唱

# フリースクールの子どもたち

～出会いから旅立ちまで～

NPO法人 フリースクールみなも

フリースクール……。不登校の子どもたちの学校に代わる居場所・学びの場として、その認知度はこの日本社会でも高まりつつある。

多くのフリースクールが取り入れているのは「居場所」という形態である。不登校の子どもがまずはほっと安心して過ごせる居場所は、学校での様々なつらい思いから落ち込んだ子ども達が元気を取り戻す過程において最も有用なもの1つであることは、少なくとも不登校と向き合う大人達の経験則ではよく知られている。

その一方で、そうした子どもたちが「いかにフリースクールから旅立つか」。そのことについては、各フリースクールが様々な模索をし、また課題としているところである。

このことは、私達フリースクールみなもが設立される当初からスタッフの間で議論し、また設立後も常に模索しつづけているテーマでもある。



そこでこの発表においては、当団体での取り組みを紹介しつつ、不登校になった子どもたちがいかに育ち、旅立っていったか、具体的な事例を含めて報告したい。

一口にフリースクールと言っても団体によってその取り組みは様々だが、1つの参考としてお聞きいただき、「フリースクール」というものがどういうものなのか、少しでも知っていただければ幸いである。



## オルタナティブ教育フェア②

17:25~17:50

### おるたネット

#### 多様な学びの場を目指して

おるたネットは、子どもは一人ひとりちがうことを認め、個々の人格と学ぶ権利を尊重し、多様な教育へのニーズに応える活動を推進します。そして、その多様な教育を保障する社会の実現を目指しています。今日のフェアでは、おるたねカフェ、これからの子育て・教育を考えるフォーラム、多様な学び保障法学習会などの開催を通じた交流活動について紹介します。

⇒1階 音楽室

### NPO 法人東京シューレ ホームシューレ

#### ホームエデュケーションのすがた ～家庭の力～

「ホームエデュケーション」とは「ホームスクーリング」とも言い、家庭を中心に学び育つ教育のあり方です。学校やフリースクール等に通わない・通えないということがあっても、家庭を基盤として子育てをすることができます。「ホームシューレ」は、活動20年を迎えたNPO法人東京シューレが主催するホームエデュケーションのサポート機関です。本日は短い時間ですが、活動内容や実際の家庭の様子をお伝え出来れば幸いです。

⇒1階 多目的室

### NPO 法人東京シューレ / 不登校の子どもの権利宣言を広めるネットワーク

#### わたしたちの権利宣言づくり

東京シューレを居場所・学び場としてきた子ども・若者が中心となって、自らの経験や思いを権利の視点でとらえ、まとめた「不登校の子どもの権利宣言」が採択されてから今年で5年になる。この間私たちは権利宣言を広めるネットワークを立ち上げ、イベント・メディア・ウェブなど様々な機会を通して発信し、主体的に活動を続けてきた。フェアでは権利宣言をつくるにいたったプロセスや動機、実践について発表する。

⇒2階 AB ホーム

### ブラジル学校「エスコラ・オブソン」

#### ブラジル学校について～エスコラ・オブソン（茨木）を例にして～

ブラジル人の子どもが母国の言葉・方式で学ぶ（各種学校や私塾形態の）「ブラジル学校」が、全国に60校ほどあります。帰国を予定するからという理由ばかりでなく、日本の学校文化になじめない、親との「言語的断絶」を避けたいなどの理由で4千人ほどが学んでいます。

今日は、茨城県にあるブラジル学校を例にあげて紹介します。

⇒2階 CD ホーム

### フリースクールりんごの木

#### もうひとつの子どもの育ちの場・フリースクールりんごの木

子どもの育ちの場は「学校」だけではありません。

りんごの木では、子どもや若者がのびのびと活動し日々を過ごしています。

スタッフは、「その子らしさ」を大事にしながら子どもたちに関わっています。

⇒2階 EF ホーム

### シューレ大学

#### フリースクールやホームエデュケーションで育った若者たちがつくったオルタナティブ大学

シューレ大学は、一人一人の学生が自分の教育をデザインし、閉塞感のある社会で生きたいように生きていくあり方を模索し、見出していく場です。シューレ大学がどのような場なのかを動画も含めご紹介します。

⇒3階 技術室

### 東京サドベリースクール

#### 自らの人生を自分らしく楽しみながら歩いていく

- 自分の好きなことから学ぶ 何をするか、しないのか、ゼロから全て自分で決められます。
- カリキュラム&テストなし 大人からの強制や評価をされることなく、自分のペースで自分に必要なことを学んでいきます。
- 子どもの尊重 大人は子どもたちを100%信頼し尊重しています。
- 学校の全てのことを話し合って決める 生徒も参加できる話し合いで学校の運営をしています。
- 年齢ミックス 学年やクラスがなく、年上の子と年下の子の間で学び合っています。

⇒3階 会議室

### 東京シューレ葛飾中学校

#### 葛飾中・子ども中心の教育

フリースクールを母体に特区制度を使って 7 年前に市民で立ち上げた不登校の子どもたちが通う私立中学校。子どもが創る・子どもと創るユニークな学校は、子ども中心の教育の場であり、多様な学び・育ちのあり方が展開している。その実践紹介。

⇒3階 美術室

# 多様な教育を推進するためのネットワーク

(通称おるたネット)

おるたネットは、子どもは一人ひとりちがうことを認め、個々の人格と学ぶ権利を尊重し、多様な教育へのニーズに応える活動を推進します。そして、その多様な教育を保障する社会の実現を目指します。

講演会の開催、交流会の開催、ホームページでの資料公開、などを行っています。

ホームページ <http://altjp.net/>

## 《おるたねカフェの開催》

今年度は、関西では学びの場が主催しました。

それぞれのスクールの見学と教育・学びについての話し合い・懇親会を行いました～

会員だけでなく、一般の方も参加され、多様な学びの意義を広めていくことができました！

[関西]

3月2日 近畿自由学院

6月30日 西宮サドベリースクール

9月14日 京田辺シュタイナー学校

[関東]

4月30日 早稲田大学

8月14日 早稲田大学

## 《これからの子育て・教育を考えるフォーラムの開催》

1月13日(祝)明橋大二さんをお招きし、フォーラムを開催しました。当日は、明橋さんの講演のほか、14団体のブース展示、いろんな学びの場のパネルトーク・座談会、講演を受けてのグループディスカッション、子ども向けワークショップがありました。

大阪府立大学を会場とし、200名もの方に参加していただきました。

関西のスクールの連携も強いものとなり、大盛況のフォーラムとなりました。

## 《「多様な学びの機会を保障する法律」学習会 in 関西》

大阪府立大学(世話人:森岡次郎/福若真人ほか)

おるたネットも関わって、多様な学び保障法案を学んでいます。

2012年12月2日(日) @大阪府立大学中之島サテライト

実現する会とタイアップして、関西の地で、法案への危惧も賛意も不安も、さまざまなヴォイスに耳を傾けあう濃い一時間を持つことができました。終了後の余韻のなか、こういった学び合いをしながら、多様な学び場の多様な私たちがつながっていこう!と、学習会を続けていくことにしました。

## 《2013年度「多様な学び法案学習会」のシリーズ開催》

5月、8月、10月、12月とフライデー・ナイトに大阪府立大学「Iサイトなんば」というサテライト教室で、地道に法案の条項ひとつひとつを検討しながら、多様な学び、オルタナティブ教育の可能性について、対話を重ねています。これからも、無理をせずに続けていこうと思います。どなたも、お気楽に、金曜日の仕事帰りに難波へお立ち寄りください。

## ホームエデュケーションとは？

ホームエデュケーションは「ホームスクーリング」「ホームベイスドエデュケーション」などとも呼ばれています。アメリカでは全州で適法化されており、205万人がこのスタイルで学んでいます。他にもカナダ・イギリス・ニュージーランドなどで適法ですが、ドイツでは違法とされています。日本ではプロテスタント系が先行しており、ホームシュールは、ホームエデュケーションに学んだ子ども支援として20年前に活動を始めました。ホームシュールの会員家庭は、学校が合わない子どもの教育を事実上保障しています。

## 社会性は大丈夫なの？

「ホームエデュケーションは家庭内だけで行うものである」という誤解があるようです。ホームエデュケーションは家庭を基盤にするものの、家庭だけで行うわけではありません。では、なぜ「家庭内だけ」というイメージがあるのかといえば、日本では、不登校になって家庭に閉じこもる子どもとその家庭がはじめたりすることがあるせいでしょう。しかし、閉じこもるようになった原因の多くはホームエデュケーション以前にあります。ホームエデュケーションは、子どもの社会性を、むしろ育てようとしている、と言えるでしょう。

## 学力は大丈夫なの？

知的能力はありながらも、「学力コンプレックス」が意欲を減退させているという現状があります。これでは、いくら学習の機会を設けても、身につくどころか、余計に学ぶことから遠ざかってしまいます。私たちは、学力コンプレックスの軽減・学習習慣をつけることを主な役割と考えています。しかし、そうした取り組みも、安心して生活できなければ、取りかかるとはできません。ホームエデュケーションが「基礎学力」の下、いわば「学力の基礎」を支えているのです。

## ホームシュールの活動

①交流支援	月刊情報交流誌『ホームシュールぼる〜ん』 / 専用SNS『ホームシュールSNS』 地方サロン（年間4〜5回） / 自主サロン（会員主催・共催。年間約80回） オフ会（主に会員が企画）
②学習支援	『ホームシュール学習サポート』（小中相当） / 『数学一步一步コース』 『ホームシュール高認サポート』
③教育提携	『札幌自由が丘学園三和高校・ホームシュールコース』
④保護者のサポート	月刊情報交流誌『親から親へ伝えたいことメッセージ』 / 親専用HP『親サイバー』
⑤進路支援	『進路相談』 / 『しごと体験』 / 『ホームシュール・インターン』
⑥その他	相談 / イベント情報 / 学校対応 / 会員証発行 など



今年度開催された「第15回ホームシュール全国合宿」の集合写真

## 東京シューレ 不登校の子どもの権利宣言を広めるネットワーク

### 不登校の子どもの権利宣言とは？

「国連子どもの権利条約」を1年半かけて自主学习した東京シューレの子ども・若者たちが中心となって、それぞれの不登校経験を権利の視点から捉え、13の宣言文にまとめたもの。2009年に開催された「全国子ども交流合宿」にて発表し、採択される。

現在は、作成に中心的に関わったメンバー達が、広めるネットワークを立ち上げ、様々な機会を通して、不登校経験や権利宣言に込めた想いを発信している。



私たち子どもはひとりひとりが個性を持った人間です。しかし、不登校をしている私たちの多くが、学校に行くことが当たり前という社会の価値観の中で、私たちの悩みや思いを、十分に理解できない人たちから心無い言葉を言われ、傷つけられることを経験しています。不登校の私たちの権利を伝えるため、すべてのおとなたちに向けて私たちは声をあげます。

おとなたち、特に保護者や教師は、子どもの声に耳を傾け、私たちの考えや個々の価値観と、子どもの最善の利益を尊重してください。そして、共に生きやすい社会をつくっていきませんか。

[不登校の子どもの権利宣言 前文より抜粋]



フェアでは、「なぜ、『権利宣言』をつくろうと思ったのか？」「どういうプロセスを経て完成したのか？」など、当事者より生の声をお届けします！！

## ブラジル学校について： エスコーラ・オプソン(茨城)を例にして

発表者： 小貫大輔(東海大学)、  
マユミ・ウエムラ、ルシアネ・ミズタ・サカグチ(エスコーラ・オプソン)

ブラジル人の子どもが母国の言葉・方式で学ぶ(各種学校や私塾形態の)「ブラジル学校」が、全国に60校ほどあります。帰国を予定するからという理由ばかりでなく、日本の学校文化になじめない、親との「言語的断絶」を避けたいなどの理由で4千人ほどが学んでいます。(一時期は100校以上に1万人ほどが学んでいましたが、リーマンショック以降日本のブラジル人人口そのものが3分の2に減る中で、多くの学校が閉鎖されました。)以下では、茨城県にあるブラジル学校を例にあげて紹介します。

### ブラジル学校「エスコーラ・オプソン」

保育園から高校まで141人(2014年1月現在)が通う学校です。ブラジル人の先生たちがブラジルのカリキュラムで教えています。放課後や週末のスポーツ・文化活動も活発で、地域のブラジル人コミュニティの核ともなっています。2001年に創設され、2003年にはブラジル政府の認証を受けましたが、日本では私塾と同じ扱いで、公的な助成を受けることはできていません。文科省はこういった学校が各種学校になれるように認可基準を下げることを自治体に求めています。茨城県は対応していません。



**所在地：** 茨城県常総市

**運営形態：** 個人会社

**生徒数：** 幼児部 37 人、1～6 年生 56 人、7～9 年生 24 人、高等部 24 人(計 141 人)

**教員数：** 幼児部 5 人、1～5 年生 5 人、6～12 年生 10 人、日本語教師 2 人と助手 1 人(計 23 人)

**一日の活動：**

1～5 年生は終日通常授業(英語、美術、音楽も)

6～12 年生は午前中通常授業(英語、美術、音楽も)、午後日本語(火・金)、バレーボール・サッカー(木)など

**課外活動：** ギター、ダンス、歌、ファッション、リーダーシップ、Web ジャーナル、サッカーの他、水曜・金曜は「ヨサコイ」ダンス。週末は卒業生も参加して、サッカー、バレーボールや、「未来について話し合う」グループ活動など。

**年間を通じての活動：** ブラジルの文化・宗教行事をおこなう他、東海大学生との「マルチカルチャー・キャンプ」の交流、ヨサコイを通じた日本の子どもたちとの交流も盛んにおこなっている。

# もうひとつの子どもの育ちの場 フリースクールりんごの木

りんごの木は、東武スカイツリーラインのせんげん台駅から徒歩で1～2分の場所にあります。小学1年生から20歳までの子ども・若者が入会でき、卒業時期は自分で決めます。

現在は、小学3年生から20代前半くらいの40名弱がメンバーで、徒歩、自転車、電車、バスなど様々な交通手段で通っています。

私たちは、子どもが育つ場は、いろいろあっていいと考えます。りんごの木もそのひとつ、学校外の子どもや若者の学びの場であり、大切な居場所でありたいと願っています。

りんごの木には、「自分のことは自分で決める」というルールがあります。学校へ行くから自立できるのではなく、その人の体験からその人がいかに学んでいくかを大切にしています。「学歴」や「どこで学ぶか」よりも、「自分のことは自分で決め」、自分のペースで成長していく、そんな形を応援します。

また、地元商店街の皆さんと一緒に夏祭りを開催したり、職場体験の場を提供していただくなど、地域の方々に協力していただいています。

「りんごの木は、子どもがのびのび育つことができる場所です」とボランティアの青年が語ってくれました。



〒343-0042

埼玉県越谷市千間台東1-2-1

白石ビル2F

NPO人越谷らるご／フリースクールりんごの木

TEL:048-970-8881

FAX:048-970-8882

ホームページ：<http://k-largo.org/>

Eメール：[k-largo@k-largo.org](mailto:k-largo@k-largo.org)

# シューレ大学

～フリースクールやホームエデュケーションで育った若者達が作ったオルタナティブ大学～

シューレ大学は、一人一人の学生が自分の教育をデザインし、閉塞感のある社会で生きたいように生きていくあり方を模索し、見出していく場です。シューレ大学がどのような場なのかを動画も含めご紹介いたします。

30人の学生に50人のアドバイザー

自分で決める在学年数

20を超える講座・プロジェクト

学生が大学の運営を決めていく運営会議

ロシア、韓国、アメリカ、イスラエル、さまざまな国のパートナー

生き方を模索する「生き方創造」「ライフスタイル」講座

自分にとって切実な事柄を探求する「自分研究」

・・・シューレ大学にはさまざまな特徴があります。

シューレ大学の学生は、社会の枠組みにあわせるのではなく、人とつながりながら納得の行く生き方を模索しています。そのために「知る」「表現する」を通して「自分とは何者か」「生き方を創る」ということをしています。自分が関心のあることを見つけ、深め、仕事にしえることなのかパイロットプロジェクトで確認をし、経験をつみ、社会に出るということが出来ます。

## 研究・表現の発信

国際映画祭「生きたいように生きる」（毎年8月最終金土日開催される映画祭）

『シューレ大学紀要』（自分研究の学生論文集・年1回発行）

「当事者研究イベント」（自分から始まる研究の公開発表会・年1回10月開催）

演劇公演（毎年1回）

美術展（毎年2月頃開催・2014年2月22日東京国立博物館・応挙館にて開催）

**学生**・・・全国のフリースクール、ホームエデュケーションで育った若者、大学を卒業した人、社会人経験を経てくる人、18歳以上の「知る」「表現する」ということに関心のある若者が集まっています。

〒162-0056 東京都新宿区若松町28-27

URL <http://shureuniv.org/> E-mail [univ@shure.or.jp](mailto:univ@shure.or.jp)

TEL 03(5155)9801 / FAX 03(5155)9801

Facebook <https://www.facebook.com/shureuniv>

Twitter <https://twitter.com/shureuniv>





# 自らの人生を、自分らしく楽しみながら歩いていく 一般財団法人東京サドベリースクール

## サドベリー教育7つの特徴

- ①好奇心を伸ばす自由
- ②自主性が育まれる環境
- ③異年齢の中で過ごす
- ④自分のことに責任を持つ
- ⑤生徒の学校運営への参加
- ⑥話し合いで解決
- ⑦卒業は自分で決める

## あなたのお子さんは本当に幸せですか？

私達は、以前のような他者と同じ考え、同じ人生を歩むことはなくなった時代に生きています。それは子どもも同じこと。今は、誰もが生まれつき持っている個性を、周りと分かち合いながら生きていく社会になりました。

幸せは誰かにしてもらうものではなく、自分で感じるもの。大人の制限が最大限ない中で、子ども自身が、自分の人生を幸せに生きていく環境を選んでみませんか？

## サドベリースクールとは

東京サドベリースクールはアメリカボストンで40年続く、サドベリーバレースクールをモデルに、2009年4月に開校した新しいタイプの学校です。その考えは新しくユニーク！しかし、人間が本来持つ、楽しむ力を発揮できる特徴を持っています。『人は本当にやりたい、必要だと感じたときに一番よく学ぶ』という考えのもと、生徒が大好きなことを見つけ、知りたい欲求を追求できる環境づくりを整えています。そのため、大人が決めた授業やテスト、クラスや学年はありません。

一般財団法人 東京サドベリースクール

# 東京シューレ葛飾中学校

フリースクールが作った学校・子どもとつくり続ける学校・不登校が入学要件の学校

## 「子ども一人一人を大切に」って、どうやって…？

東京シューレ葛飾中学校は開校して7年。

日々、子どもたちが安心して過ごし、学んでいくことの難しさに直面しています。

この7年間、学びのカタチやサポートのしくみ、部屋の使い方や配置等、

その時の子どもたちに合うように、変化を続けてきました。

子どもたちの“今”は多様です。

毎日通い、自分のやりたい事を実現していくパワーでいっぱいの子、

毎日通うけれど、自分に合った学び方やスケジュールがある方が安心だという子、

学んだり活動するには、まだ充電が必要な子、

ときどきシューレ中に来る子、家で過ごしている子。

また、学びたいこと、好きな事、苦手なことなど、子ども達が望むことも、もちろん多様です。

多様な子どもたちに合った環境、サポート、スタッフのあり方等、シューレ中での実践を報告します。



Photo by MK フォト

子ども中心の学びをどうつくるのか、興味のある方ぜひご参加ください。



講演「新しい普通教育の創造にむけて①」

# 子どもの学ぶ権利の行使と新しい普通教育の創造

## ■講師 喜多明人

(早稲田大学／多様な学び保障法を実現する会共同代表)

### はじめに

#### 1 なぜ、いま「多様な学び保障法」なのか

- 日本の公教育・「普通教育」法制の不備を埋める  
ー憲法 26 条 2 項「普通教育」を学校だけで支えてきたこと
- 日本の学校の背負い込み体質とその限界—限界放置による学校崩壊の始まり
  - \* スーパー教師時代の終焉（「非行」、いじめ問題—いじめ防止対策推進法制定など）
  - \* 日本の学校教育主義（文科省、教育関係学界・・・）の揺らぎ⇔「学校解体論」的な批判の時代をくぐる
- 学校以外の「普通教育」としての学びの場の実質的な広がり—家庭や地域、市民社会、フリースクールなどオルタナティブな学びの場の形成
  - \* 今回の改革（多様な学び保障法）が、学校改革の一環としても位置づけられること

#### 2 新しい「普通教育」の創造に向けて

- common education 共通教育＝子どもの学ぶ権利行使の共通性 子どもの学習ニーズに  
依拠した多様な学びの保障  
..... 親・保護者の教育の自由（多様な教育の選択の自由）との調整
- general education 一般教育＝人間教育（\*ユネスコ「学習権宣言」1985年）
  - ・人間（市民）としての自己形成、社会参加に欠かせない学びへの権利
  - \* 学習権は、「読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である」。「学習権なくしては、人間的発達はありえない」、「学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである」

- global education 国際教育=子どもの権利条約に依拠した教育  
\*子どもの権利条約リーフレット、ニュースレター等 参照

基本的な論点 A 子どもの学ぶ権利行使 —教育権の説明概念としての学習権論の克服  
B 親の教育の自由—親の教育ニーズに依拠した「多様な教育」の保障—との調整  
—子どもの学びの権利保障としての「親の教育参加」論の構築

#### ◇子どもの権利としての新しい普通教育の創造

—オルタナティブな学びの実践交流を通して

##### A 子どもの学びの権利の行使

- ① 子どもの学びの自己決定の原理（学びの自己決定から学びの計画・課程・運営の共同決定  
=自治と参加）
- ② 子どもの学びと居場所の原理
- ③ 子どもの多様でかつ実践的な学びへの原理 . . . . 社会参加的、職場参加的、芸術  
参加的な学び

##### B 親・保護者の教育参加の原理（学びの理念共有から学びの計画・課程・運営への参加まで）

- . . . . 日本の公教育法制における親・保護者の法的地位  
=学校における「発言権」レベル
- ④ 新しい普通教育における共同決定の原理（子ども・保護者・教職員・地域住民）  
. . . . 教育専門職自治、教育の決定権能論争に対して
- ⑤ 市民による地域教育共同体の原理

おわりに

## 講演「新しい普通教育の創造にむけて②」

### ■講師 汐見稔幸

(白梅学園大学／多様な学び保障法を実現する会共同代表)

何のために学校に行くのか。この単純な問いに、確信を持って答えることができるでしょうか。私は、日本が明治維新以来、教育を本当に市民が国、社会の主人公になることができるようにと教育を制度化したのではなく、富国強兵殖産興業という一部の人の願いの実現手段とされたため、この問いに答えるのが難しくなっているのだと思っています。立身出世のためというのは、どこかおかしい。そんな利己主義的な目標の実現のために膨大な資源とお金、エネルギーを割いてきたのではないと思います。

あれから百数十年経って、ようやく私たちの国は、市民こそが主人公になるべきだということに気がつき出しました。オランダやデンマークなどの学校がうまくいっている背景には、市民が社会の主人公となるのが当然という考えがどんどん横たわっています。するとわかりやすいのです。何のために学校に行くのか、それは子どもたちに立派な市民となる訓練をしてもらうためです。いいえ市民としての子どもとして活躍してもらうためです、と。

私たちが行っているこの運動は、そういう意味で日本の教育史に画期的な転換と発展をもたらすものと確信しています。多様な教育を普通教育に。これが市民の願っていることなのですから。

## 分科会 テーマ1

## 子ども主体の学びをどうつくるか

## 【分科会趣旨】

オルタナティブな学びの場は、一人一人の子どもを尊重する学びをしています。そして、その学びのあり方はとても多様です。子ども中心の学びは奥が深く、それぞれの現場では様々な工夫を凝らした実践をしています。しかし、お互いの実践を知り合う機会はあまり多くありません。

ホームエデュケーションはアメリカなどを中心にホームスクーリングとも言われます。他にもホームエベースドエデュケーションなど言い方も複数あります。ホームエデュケーションの学びは名前どころでなく、非常に多様です。スクールアットホームと言われる、学校で行なわれている学びをほぼ家庭に場を移して行なうものもあれば、子どもの関心を実現していく形で場所も家庭を中心に、図書館、博物館、ギャラリー、山野さまざまな社会資源を活用していく実践もあります。日本ではどのような実践があるのでしょうか。

子どもが通う・あるいは住む形のスクールの形をとる場での学びも実に多様です。日本にもシュタイナー、フレネ、モンテッソーリなどの考えを取り入れた実践もあれば、デューイやニールの思想を踏まえて独自の実践を展開している学びの場もあります。フリースクール、デモクラティックスクールも、場の数だけ、学びの形があるとも言えます。

今日のこの時間は、子ども中心の学びの様々な実践をそれぞれ紹介し合い、日々の参考になるような時間にしたいと思っています。

## ■発題者（予定）

発題者1 京藤裕子（ホームエデュケーション保護者）

「『好きなこと』から広がる学び」

発題者2 藤田美保（箕面こどもの森学園 校長）

「民主的に生きる 市民が育つ学校」

発題者3 加藤博（きのくに子どもの村学園 南アルプス子どもの村小中学校 副校長）

「子どもと大人が生き生きする学校とは？」

## 親・保護者ととともにどうつくるか

### 【分科会趣旨】

これまでの日本の公教育は“国家”、“官”によってつくられてきました。現政権でも国家主導・上からの学校多様化が掲げられています。一人ひとりの子どもの学びを保障する多様な学びの場が広がっていくには、親・保護者（市民）が教育を創る・担う時代、成熟した市民社会をつくっていくことが大事でしょう。親・保護者参画で設立・運営されてきた2者からの発題をもとに議論を深めます。

### 発題者1 奥地圭子（東京シューレ葛飾中学校）

「子ども・保護者・スタッフでつくり続ける学校 ～開校から日常まで～

東京シューレ葛飾中学校は、フリースクール東京シューレを母体に、特区制度を活用して、市民力で開校した私立中学校です。子ども・保護者・スタッフで創り続ける学校です。

この分科会の趣旨から、ここでは、親・保護者ととともに、どう場を創ってきたかを主にレポートしたいと思います。

もともと、28年前に開設した東京シューレも「国立・公立という言い方にならえば親立」と言ってきました。私自身が不登校の子の親であり、親の会に協力いただき、親による運営委員会、NPOになってからは親が半数以上の理事会と保護者会で運営してきました。

葛飾中についても開校準備委員会を持ち、教育内容検討、寄付集め、図書室づくり等、保護者の力の賜物です。また開校後の日常でも、月1回の保護者会・学校運営会議・支える会・親ボラ等、学校づくりにかかわっていただいています。

しかし最も重要なのは、子どもと共に歩ける親の存在であり、そのための日々のかかわりも述べてみたいと思います。



## 発題者2 吉田敦彦(大阪府立大学、京田辺シュタイナー学校)

### 市民として成長しあう「参加型」学校づくり

——「新しい普通教育：市民としての人間の豊かさ、人間としての基礎力」(汐見)

1. 「親と教師がともに創り続ける学校」(NPO法人京田辺シュタイナー学校の合言葉)
  - ・ 隔週土曜日の運営会議、クラス会や全体集会で参加型の熟議を重視。週末のお楽しみ。
  - ・ 学校づくりは、大人の学び(生涯学習・自己実現)。
  - ・ 学校づくりは、ひとつのアート(社会芸術)。
  - ・ 学校コミュニティを創りあげていく大人の姿が、子どもたちの学びの糧。
    - ・・・大人も子どもも、学びあい、成長しあう学び場。
2. 「多様な学び保障法」の成否のカギは、学校をつくる主体としての「市民」の成熟。
  - ・ お上(国家・公)がつくるのでも、営利企業(私・民間)がつくるのでもなく。子どもの一番近くにいる大人(親・保護者と教師)が、学校を支え・運営する主体に。
  - ・ 学び場をともに作り上げ、ともに問題を克服していくプロセスで、親も教師も「市民」として成熟していく。
  - ・ 学校創設の自由(学校選択の自由ではなく)。
  - ・ 自由を行使できる賢い市民。21世紀は市民による市民のための市民の学校。公でも私でもなく市民的公共。
3. 「支援機構」「支援センター」づくりに向けた自助的な「実践交流研究」の大切さ
  - ・ 私たち「多様な学び場」をつくっている当事者自身が、しっかりとつながり、自分たちでセルフ・コントロールできる自助組織(法案骨子5)を創れるかどうか。自前の質保証。
  - ・ いろいろなレベル(スクール種別ごとや地域ごと)での連携組織(ex. 全国フリースクールネットワーク、日本シュタイナー学校協会、おるたね関西 etc)を大切に育て、その組織間の多重的なつながりも視野に。

⇒今回の交流集会のような機会は、その試金石

## 〈資料〉

# 2013. 7/14 実現する会設立一周年記念集会汐見稔幸

## 基調講演（再録）

こんにちは。私たちが目指している「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」ですが、この法律が本当に通れば、日本の学校教育全体も大きく変わっていくんじゃないかというふうに思っています。すごい期待を持っています。今日は、私たちが作っているこの法案が、どういう意味で今の法制に新しいものを付け加えるのかを考えたいと思います。

### ■ キーワードは「普通教育」 ～ 憲法・教育基本法・学校教育法の規定を解く

キーワードは「普通教育」という言葉です。日本国憲法に、まずこう書いてあります。

#### 【憲法第26条】

すべて国民は法律の定めるところに、その能力において等しく教育を受ける権利を有する  
②すべて国民は法律の定めるところによりその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。  
義務教育は、これを無償とする

教育は権利であるということが最初に書いてあります。この「国民」とは、子どもを含んでいるわけです。したがって義務教育というのは、子どもが受ける義務ではなくて、保護者あるいは国民が、子どもにきちんとした普通教育を受けさせる義務を背負ってるんだ、という書き方になっているわけです。

ここで「普通教育」というキーワードが出てきます。その普通教育を義務として、その義務は国民が子どもに教育を受けさせる義務で、それは無償とすると書いてあるんです。ただし、ここでは普通教育とは何かということは定義されていません。よく使われる言葉でありながら、教育学のなかで最も検討されてこなかったのが、この「普通教育」という言葉だと思います。これは何を指しているのかは、この条文の限りでは分からないんですね。

この憲法を受けた上で、教育基本法にはこう書かれてあります。

#### 【教育基本法第5条】

国民はその保護する子に、別に法律で定めるところに普通教育を受けさせる義務を負う  
②義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家および社会の形成において必要な人とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする  
③国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う  
④国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない

ここで確認しておきたいのですが、普通教育は国民の義務だと書いてありますが、これをどこで、どういう形で行うかということについては書かれていません。つまり、普通教育を受けさせる義務は、学校で行わなきゃいけない、とは書いてないんです。普通教育を受けさせる義務を負うということだけが、はっきり書かれているわけですね。形態については一切書かれていないということです。

その次の第6条は学校教育です。

**【教育基本法第6条】**

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる

②前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない

この学校について、普通教育を行う場としての学校、という形では書いていません。第2項も、普通教育、義務教育との関係で学校教育のことが規定されているわけではないんです。学校というものの持っている一般的な性格を書いているだけです。ですからこの5条と6条の間は、必ずしも繋がっていないんですね。

問題は学校教育法なんですね。学校教育にはこう書いてあります。

**【学校教育法第16条】**

保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う

ここに9年とありますが、やっぱり普通教育です。

問題は、次の第17条なんですね。

**【学校教育法第17条】**

保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学校の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う

ここで初めて、義務教育は「小学校または特別支援学校の小学部に就学させる」という形で行う、というふうに取り扱われるわけですね。これは、普通教育は「小学校または特別支援学校の小学部に就学させ」てやるんだと読み取るのか、または義務教育のことをいっぱい書いているのであって、普通教育のことではない、と読み取るのか。そのあたりは解釈の分かれるところだと思います。

そして第18条では、

**【学校教育法第18条】**

前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる

この場合の「猶予または免除」において、「その他やむを得ない事由のため」ということについては細かに規定はしていません。これを拡大解釈することは、いくつか行われています。

それから、

**【学校教育法第21条】**

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこ

- と。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
  - 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
  - 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
  - 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
  - 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
  - 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
  - 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
  - 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
  - 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

ここで初めて普通教育の中身が 10 項目出てきます。これが普通教育の内容だというふうに紹介されているわけです。

もう一回整理しますと、憲法と教育基本法には、とにかく「普通教育を行う」ということは規定されていて、その普通教育を「義務教育としてやる」という形になっていて、その義務教育を「どこでやるか」については教育基本法には書いていないんだけど、学校教育法には、その義務教育はどれも「学校でやれ」というふうに書いてあるらしい。でも、そのときの「普通教育」との関係は明らかではない、ということですね。これが現行法です。

## ■ 「普通教育」は市民社会・市民教育とセットであるもの

### ～ ルソー『エミール』から解く

つぎに、この「普通教育」という言葉が、なんで使われるようになったかということです。これはかなり昔からある用語で明治時代から使われている言葉なんです。ですが、戦後の教育の議論のなかで、戦前の教育が国家の臣民を育てるという教育であったために教育勅語その他がすごく利用されたわけですが、要するに「特定」の、つまり天皇を崇拝するような臣民を育てるというふう目的に添ったような教育ではなく、また「特定」の職業的な技能を教育するような教育でもなく、「特定」の宗教を信仰するようになるための教育でもなく、そのような「特定の目標」に添って行われる教育ではなくて、人間として、例えばこの日本という世の中で、あるいは今の時代に生きていく際に、誰もが必要とする素養、知識、態度などを教育する「共通の教育」あるいは「一般的な教育」ということだと理解していいのではないかと、そのような議論がありました。つまり、「普通教育」とは、対置する「職業教育」「宗教教育」「臣民教育」だとかという「特定の教育」とは違う、人間として必要な素養、人間としての豊かさ、そういうものを身につけるための教育だ、というふうに考えていいのではないかと。

これを理解するために、西洋から入ってきた考えをみてみます。例えばフランスの人権宣言を日本では「人権宣言」と訳してしまっていますが、元の言葉はそうじゃないんです。「デクレドラ・ロ・オム・レ・シュトライアン」【Déclaration des Droits de l'homme et du Citoyen】とありますから、英語で言うと、the Declaration of Rights of Man and Citizen というのが元の言葉なんですね。「人および市民の権利の宣言」ということです。「人および市民」という書き方で、必ず対で出てくるんですね。このあたりは日本であまり理解されなかったんだと思います。これを「人権」というふうに訳してしまっています。

「人」と「市民」というのは必ずセットになって出てくるのはなぜか。これは、ルソーの『エミール』を読めば非常によくわかると思います。『エミール』は、『エミールあるいは教育について』というタイトルなんですけれども、なんで教育学者でも何でもなかったルソーが教育論を書いたのか。実は、ルソーは『エミール』を書く前に『社会契約論』という大事な本を書いています。ルソーが考えたのは、キリスト教の「契約」という言葉を世俗化させて「社会契約」という形で行えばいいんだ、市民が政治の主体になるような制度なんですね。それをどうやって構想するかということで、ロックだとかホブズボームだとかを引き継ぎながら書いたものです。要するに、市民と政治をやる人が契約をして、市民の意向に添った政治をしてもらいたい。その時に、市民一人ひとりの意思ではなくて、市民の共通の意思、一般意思といいます。それに基づいて政治をしてほしい。一般意思とは今でいうと法です。法に基づいて政治をしてほしい。それに違反した場合には、契約を解除して、あなたの首をすえ替えますよ、というような政治制度をつくれればいいんだ。そういうことを提案したのがこの『社会契約論』なんですね。それまで王様だとか貴族が支配していたものをどう組み替えるか、という新しい提案をした。当時の人にとっては、市民が政治の主体になるっていうのは思いもつかなかったことで、それは大変新鮮な影響を与えました。フランス革命は、このルソーの理想に従って、ルソーの理想を実現しよう、と広場とかに書いて、立ち上がったんですね。

ところが、「市民が政治の主体になる」ということに関しては、大変なリスクがある。なぜかというと、古来、政治の権限を市民に与えたときに、市民が賢くないと、とんでもない社会をつくっていくということがあったからです。その一番のモデルは古代のアテネですね。プラトンが『国家論』という本を書いているんですが、その中身はほとんど教育論です。プラトンはその先生であったソクラテスという人のことをいろいろと書いているわけですが、当時、アテネの若者をつかまえてはいろんな議論をふっかけて煙に巻くようなことをしていました。アテネの社会では、政治をどうするかということ論じて、そして決めて行動するのが市民の責務だったんですね。だから、市民はアゴラという広場に集まって絶えず議論していて、かっこいい議論をしたら英雄になれるわけです。そのためにかっこいい議論をして相手を打ち負かすようなことができる力をみんな鍛える。そういう塾がいっぱいできていたわけですね。その塾の教師のことをソフィストと言ったわけです。

ソクラテスはそういうソフィストをつかまえては議論でやっつけて、「結局お前は何も分かってないじゃないか。お前と俺の違いは、俺は自分は何も分かってないことを知っているけれど、お前はそうじゃないってことだ」などと煙に巻いていったわけです。次第に、そのソクラテスという人間を忌み嫌うようなグループができていく。すると市民が密かに訴えた。「ソクラテスは我々やア

テネも宗教も全部否定したとんでもない男だ」ということでソクラテスは捕まってしまいます。そして、今で言う陪審員の裁判が行われた。当時は200人くらいの裁判員がいて、判決は死刑だったんですね。それを見ていたプラトンは激しく憤った。「ソクラテス先生は何も間違ったことはやっていない」と。だけど、市民がバカだと、結局、ソクラテスに対して死刑という判決を出してしまう。しかしソクラテスは「市民がそう言うんだったら私は従いましょう」と言って、毒を飲んで死ぬわけです。

そのようなことがどうして起こってしまったのか。プラトンは、「政治の権力を市民に渡してしまったからだ。だから民主主義は、ある意味では一番危険な政治形態だ」と考えた。『国家論』の中で、結局一番いい政治は何か、ということ論じました。芸術家がやるのがいいのか、職人がやるのがいいのか、結局一番いいのは、様々なことを最も冷めた論理で判断できる哲学者が政治をやるのがいいのだ、というようなことになるんです。「それは哲学者独裁だ、哲学者ではなく社会学者こそふさわしい」など批判する人もいたのですが、とにかく、その気持ちはよく分かります。

しかし、ルソーは「自分はやっぱり、それでも市民主義、民主主義がいいのだ」と、決意するんです。ルソーは『社会契約論』で改めて民主主義というものを考えます。今まで書かれた教育論の中で一番優れたのがプラトンの『国家論』だ。しかし、それでも市民主義っていうのを考えた。そのときに条件になるのが、その市民がバカだったら大変な社会になるぞっていうことです。だから、その市民が、自分のことを大事にしながら、同時に全体の利益というものをいつも考えて行動するような人間にならなければ、市民社会っていうものは実現できない。ではそういう人間はどうやって形成したらいいのか。そのために書いたのが『エミール』です。ですから『エミール』は、『社会契約論』とセットなんですね。『エミール』は、市民をどう形成するかという本なんです。

ですが、その前半部分では、公のこと、公の論理のことなどは、ほとんどひとつも出てこないんです。自分を本当に愛することができなきゃいけない（アムール・ド・ソア）だとか、人の悲しみに一緒に悲しむ（ピチエ）だとか、そういうことを豊かにやっていかなきゃいけないとだとかね。公的な行為ができる人間は、自分を最も大事にできる人間でなきゃいけない、つまり、人間として豊かであることで同時に公的な論理のために振舞える。その公的な論理のために振舞える人、つまり公共善を実現するために振舞う人を「市民」というわけですけども、その人は人間としてきちんと豊かでなければだめなんだと論じた。これを両立させるような人間形成論っていうのを提案したのが『エミール』なんです。

私は、「普通教育」というのは、まず市民になるために人間としての豊かさ、感ずるものを感じ、人の悲しみに悲しむ、一緒にやるべきときに協働できるような、そういう人間としての基礎力というものをしっかり育てていく人間の教育のことだと思います。そういう意味で、「普通教育」というのは、そういう人間としての基本を育てるような教育のことで、それは市民教育とセットになっているものだ、というふうに考えたら、分かりやすいんじゃないかと思います。

文科省は「普通教育とは、通例、全国民に共通の、一般的・基礎的な、職業的・専門的でない教育を指すとされ、義務教育と密接な関連を有する概念である。9年の具体的な内訳については、教育基本法は特に規定せず、学校教育法に委ねている」というふうに説明しています。日本教育学会

ではどういうふうに訳しているか。『教育学学術用語』によると「common education」あるいは「universal education」、「general education」と訳語をあてています。common というのは「すべての人に共通の」、その education ということ。universal というのは「普遍的な」ということ、どこでもいつでも同じような、ということね。general というのは、一般的で、そして「特定に特殊化されていない」という意味です。ですから全部を含み込んだような意味なんですね。

## ■ 普通教育の形態の多様性は時代の要請 ～その論理をもっと精緻に

だから私たちが、もしこの法案を英語で訳すとしたら、どうするか。common education という形でいいのではないかと思います。いま見てきたようなものが普通教育で、その普通教育を学校でやらなきゃいけないというふうには学校教育法には書いてないわけです。ですから普通教育の形態は多様であっていい、ということが私たちの願いなんです。

ただ先ほど見た学校教育法 17 条がやっぱり引っかかってくるわけです。憲法、教育基本法で、普通教育を法律でいう学校で行え、というふうにはしていない。国民の義務としてやるという規定だけである。問題の学校教育法第 17 条ですが、ここで義務教育を学校でやるという規定ではなくて、義務教育は学校でやれという規定になっている。普通教育を学校でやれというふうには書いてない点、この読み方が微妙です。

したがって憲法にも教育基本法にも普通教育は学校で行えと規定されていないので、種々の場で行うのが当然という論を張る戦略で行うか、学校教育法第 18 条の規定を拡大して猶予・免除以外の規定を作らせるか、それとも、いまの法律を前提とした上で、私たちが作ろうという法律は、ちゃんとここに位置づくんだという論理づけをしていくこと、これとかみ合わせた方がいいということですね。

ただ実際には、もし第 17 条は普通教育を学校教育でやれというふうに書いてあるとするならば、それは 1945 年にできた段階での、20 世紀的な学校のイメージがあったときの規定であって、現代ではもう時代に合わないのだ、というふうな論理を作るかってことです。

私たちとしては、普通教育の形態の多様性が時代の要請になってるという論を、もう少し精緻にする必要がある。現在の学校教育法では、すべての子どもの学ぶ権利を保障できない、つまり、普通教育を豊かに展開することができない、ということを論点とするという形で、この法案が新しい提案をしているんだ、ということになるんじゃないか。是非、もう少し皆さんで議論を深めていきたいというところです。

現在の法律のなかには多少曖昧なところがあって、普通教育という言葉は一般的に使われているんですが、普通教育とは一体何かということについてはほとんど議論されていないということですね。私は、普通教育とは人間としての基礎・基本をきっちり豊かにしていくための教育であるということ、それは教育基本法では学校でやれというふうには書いていないということ、これをきちんと踏まえた方がいいと思うんです。そこに食い込んだ、議論ができるかどうか、私たちがいま問われてるんだということを、ご報告させていただきます。（了）

## 〈資料〉

# ●「多様な学び保障法を実現する会」これまでの活動●

### 新法骨子案（第一案）を発表（2010年4月）

2009年1月、NPO法人フリースクール全国ネットワーク（以下、フリネット）が、フリースクール等学校外の学びの場への公的支援の実施、在宅不登校に対する公的支援の実施、学校復帰を前提とする政策の見直しなどを盛り込んだ『フリースクールからの政策提言』を作成、フリースクール環境整備議員連盟や文科省に提出しました。議員から、法案を自分たちでまとめて議連に持ってきたらどうか、とのアドバイスをいただき、法案骨子をつくることに取り組んでいくことにしました。同年4月より、フリネットは「新法研究会」を立ち上げ、1年をかけて新法の学習や検討を重ね、「（仮称）オルタナティブ教育法骨子案（第一案）」を発表しました。

### 「実現する会」発足の方針固まる（2012年2月）

約2年間をかけ、フリネットはもちろん、登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク、多様な教育を推進するためのネットワーク（おるたネット）、有識者、国会議員、シュタイナー学校、サドベリースクール、ブラジル学校など、フリースクール以外のオルタナティブ教育関係者など、フリネット外の団体や個人とも意見交換を重ねました。そして第4回JDEC（日本フリースクール大会）にて、骨子案 ver.2を発表、「新法研究会」をフリネットから拡大して独立させ、「実現する会」とし、関係者・市民で作り上げ推進していく提案を行い、その方針が採択されました。

### 設立総会の開催（2012年7月8日）

東京・代々木のオリンピックセンターにて設立総会を開催、約230名を超える来場者を得て「実現する会」がスタートしました。実現する会の共同代表に、汐見稔幸、喜多明人、奥地圭子の3名が選出され、運営会議を置き活動を推進していくこと、全国各地で学習会を展開していくことが方針として決まりました。また、この間、フリースクール環境整備推進議連のメンバーを中心にロビー活動を開始しました。

### 「多様な学び保障法を実現する会」へ改称（2012年10月8日）

設立総会やその後の運営会議では「オルタナティブ教育」という言葉を使わず、子どもの学習権保障を目的とする法律に変えていく方向で検討がなされました。鈴木寛元文部科学副大臣・参議等、ゲストスピーカーをお招きし、学習会を開催し、新しい骨子案を検討。

10月8日には早稲田大学にて第2回総会を開催、法案名も「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」に変更、それに合わせて会名も「多様な学び保障法を実現する会」となりました。

### 初の「各地学習会」を開催（2012年12月2日）

会の活動目的や、新しくなった法案の内容についての理解、賛同を広め、また議論を深めるため、「関西学習会」を開催（共催：大阪府立大学教育福祉学類）。定員いっぱいの80名の参加があり、多方面からの意見交換ができました。



**助成金を得て、パンフレットを作成（2013年1月～）**

助成金を得て、国内で活動する多様な学びの場の事や私たちの活動の事をより多くの方に知っていただくためのパンフレット「すべての子どもが自分らしく輝く社会へ」を作成。今日までに約4000部を配布。また、基金主催のアドボカシーカフェ（2013年2月）、中間報告会（2013年6月）にて会の活動を紹介。それぞれ約40名ずつの参加者がありました。（ソーシャルジャスティス基金助成事業）

**骨子案の再検討（2013年2月）**

「第5回JDEC（日本フリースクール大会）」にむけ、第二回総会や関西学習会などで寄せられた意見を元に骨子案を再検討しました。

**いじめ防止対策推進法をめぐり、各党に要望書を提出（2013年2月）**

当時検討中だった「いじめ防止対策推進法案」について、「いじめがあったら、学校を休んでも良いという事を明記すること」、「民間教育施設等を含む学校外での学習を認め、それを支援すること」、「いじめによって不登校となった児童生徒が継続して学べるような制度の創設について検討することを附則等に入れること。その際、児童生徒や保護者、民間教育施設などの関係者の意向を十分に尊重すること」、以上の三点を法案に盛り込むよう、フリネットの名義で各党に要望書を提出しました。

**各地で学習会を開催（2013年6月～）**

6月9日には各地学習会の第二弾となる「埼玉学習会」開催（主催：NPO法人越谷らるご・フリースクールりんごの木）、約40名が参加しました。また、7月8日には「香川学習会」を開催（主催：フリースクール「ヒューマン・ハーバー」）、こちらにも、約20名が参加しました。

今後も7月11日に完成した「すべての子どもが自分らしく輝く社会へ」第二版の配布と合わせて各地で学習会を開催し、多くの賛同者を募っていきたくと考えています。

**第3回総会・1周年記念イベント開催（2013年7月14日）**

設立からちょうど1年がたったこの日の総会には、多様な学びの場で育った若者達も登場。多様な学びのあり方が保障されることの良さ、必要性をそれぞれの体験から語ってくれました。

**各地で学習会を開催（2013年6月～）**

2012年の大阪に続いて、2013年は各地での学習会も活発に行われました。東京の他には、北海道、埼玉、長野、大阪、香川、長崎など、地域の団体のご協力もいただきながら、今後も各地で学習会を続けます。

**第1回「実践交流研究集会」開催…（2014年2月）**

第3回総会での議論にも基づき、“多様な学び”における“普通教育”とは何かをテーマに、多様な学びの実践者（子ども・支援者）が集い、議論を深めていく場にしたいと考えています。

## ●「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」提案の趣旨●

多様な学び保障法骨子案より抜粋 法案全文は実現する会HPより

[www.aejapan.org/wp](http://www.aejapan.org/wp) 「多様な学び保障法を実現する会」で検索

私たちは、多様な個性の子どもたち、多様な状況を生きる、すべての子どもたちが、安心して育ち、学びの場を自由に選び、幸せに成長できる社会を願い、ここに「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」を提案いたします。

日本国憲法は、戦前の天皇制教育への反省に立ち、国民主権の原理のもと、「国民は教育を受ける権利を有する」と定め、教育は義務ではなく、学び育つ主体としての子ども自身の基本的人権として、学ぶ権利を保障する営みに変わりました。子どもの学ぶ権利を満たすため、学校教育法が作られ、行政は学校設置義務を負うことになりました。そして戦後60年あまり、日本の教育は、高い就学率を誇り、ある意味、経済の高度成長を支え、かつて見られない高学歴社会となりました。

しかし、現在、いじめ、いじめを苦しめた自殺、不登校、学習意欲の低下、学級崩壊、校内暴力の増加、発達障害への無理解、外国人学校への無権利状況等、種々の問題を抱え込んでいます。これらの状況は、一人一人の子どもの学ぶ権利が充分満たされておらず、安心して学んだり、自分に合った学習や成長ができずに苦しんでいる姿だと、私たちは捉えています。

そこで、私たちは、すべての子どもに学ぶ権利を保障するために、学校で学ぶ以外にも、多様な学びが保障される仕組みが必要だと考えます。これまで日本の教育は、国が定めた学習指導要領にもとづき、全国的に画一的な教育内容による学習を行ってきました。これらの教育は、雑多な知識の詰め込みに効率を上げた面もあったかもしれませんが、子どもが求める学びとかけ離れた面もあり、子どもの豊かな個性、感性が伸びず、ストレス度を強める傾向にありました。すべての子に学ぶ権利を保障するためには、多様な教育が存在し、それを選ぶことができ、自ら求める学びが手にできる仕組みがあることが、求められます。

それならば学校教育法の一部を改正して、いろいろできるようにすれば良い、という考え方もありますが、学習指導要領を軸とする学校教育は、体系的な一貫性を持った仕組みとなっており、多様な学びを位置づけるには無理があります。

また、現在、国の内外で様々な多様な教育が実際に展開してきました。フリースクール、ホームエデュケーション、シュタイナー、フレネ、モンテッソーリの教育、サドベリースクールやデモクラティックスクール、外国人学校、インターナショナルスクール、自主夜中などの場が存在しています。その歴史は古く、すでに四半世紀以上の実績を積んでいます。いわば、市民・民間・NPOなどによって子どもの学ぶ権利の保障を進めようとしてきたと言えます。ここでは形式的に、学校教育法一条の学校に籍を置き、進級・卒業は、「通わないその所属学校の校長裁量による」という矛盾も生じています。

また、小中学生の子どもの保護者は、憲法で「義務教育は無償」となっているにもかかわらず、それら多様な学びの場には公的支援の支出がないため、かなりな金銭的負担も負っています。

私たちは、今、学校教育法一条校以外の場で学んでいくことも、学ぶ権利の保障の一環として法的に位置づけられ、公費で保障されるようにしたいと思います。その根拠をつくるため、多様な学びの機会の選択を保障する法律の制定を求めるものです。

この法律は、憲法、教育基本法の下に、学校教育法と並んで設定されるものと考えます。

そして学校教育と同様の保障、つまり子どもが選んだ場で学ぶことが正規に認められ、公的予算が充てられ、学校教育との相互の乗り換え選択が自由にでき、また進学や進路選択においても不利益を被らない状態のことであり、格差がない状況をつくる必要があります。

多様な個性と学習ニーズを持つ子ども、若者が存在する現代日本において、学校教育以外の多様な教育を、子どもの学ぶ権利、教育を受ける権利を保障する場として位置づけられることは、教育の機会均等を実現する上でも必要です。

そして、この新しい制度による教育は、憲法で言う、普通教育を受けさせる義務、すなわち親の教育義務を果たすものとしても位置づけられるべきと考えます。

この新しい教育のしくみは、不登校が抱える問題の解決にも大きく結びつくでしょう。子どもたちは種々の事情から学校と距離をとる現実があるわけですが、学校教育法に基づく学校一本しかない、学校復帰が前提となってしまう、子どもや親を苦しめたり、追い詰めたりもしました。もし学校がつかったり、合わない場合、家庭を含め、他の学び場を選べたら違っていただこう。

子どもは安心できる自分に合った場所でこそ、よき成長をし、能力を開花させます。そして、選択できることが自己肯定感の形成にも大きく役立つと思われます。

日本社会としても、多様な学習選択ができるようにすることにより、豊かな学びが存在する社会となっていくことでしょう。その方向は、世界の教育の流れでもあります。

そして、子どもたちが、学ぶ権利の主体として、生き生きと育つ、幸せな子ども時代を手にすることに寄与できることでしょう。

以上の趣旨により、「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」の制定を提案します。

## 〈資料〉

### ●「多様な学び保障法を実現する会」発起人・運営委員一覧●

- ・明橋大二（精神科医／子どもの権利支援センターぱれっと）
- ・朝倉景樹（シューレ大学） ・江川和弥（フリネット／寺子屋方丈舎）
- ・大田 堯（教育学者） ・奥地圭子（フリネット／東京シューレ）
- ・小貫大輔（チルドレンズ・リソースインターナショナル 運営委員／東海大学 教授）
- ・加瀬 進（東京学芸大学） ・加藤彰彦（沖縄大学）
- ・門眞一郎（京都市児童福祉センター／児童精神科医）
- ・亀貝一義（フリースクール札幌自由が丘学園） ・亀田 徹（PHP 総研）
- ・喜多明人（子どもの権利条約ネットワーク／早稲田大学）
- ・木村清美（フリネット／フリースクールヒューマン・ハーバー）
- ・児玉勇二（弁護士） ・汐見稔幸（白梅学園大学）
- ・杉山まさる（東京サドベリースクール） ・高岡 健（精神科医／岐阜大学）
- ・坪井節子（弁護士／カリヨン子どもセンター） ・天外伺朗（作家）
- ・十時 崇（元日本型チャータースクール推進センター／多様な教育を推進するためのネットワーク） ・永田佳之（聖心女子大学）
- ・中林和子（フリネット／ふおーらいふ） ・中村国生（フリネット／東京シューレ）
- ・中村尊（フリネット／クレインハーバー） ・西原博史（早稲田大学）
- ・古山明男（多様な教育を推進するためのネットワーク）
- ・増田良枝（フリネット／越谷らるご）
- ・森 英俊（医師／鳥取タンポポの会（不登校の子どもと親の会））
- ・矢倉久泰（教育ジャーナリスト）
- ・山下英三郎（日本スクールソーシャルワーク協会／日本社会事業大学）
- ・吉田敦彦（大阪府立大学／京田辺シュタイナー学校） ・若林 実（小児科医）
- ・木村砂織（東京シューレ葛飾中学校）
- ・京籐裕子（フリースクール会員保護者／ホームエデュケーション家庭保護者）
- ・佐藤信一（東京シューレ） ・佐藤牧子（フリースクール OB 保護者）
- ・笹山洋子（ホームエデュケーション家庭保護者） ・坪谷ニューエル郁子（東京インターナショナルスクール代表／インターナショナルセカンダリースクール理事長）
- ・藤田岳幸（東京シューレ葛飾中学校） ・松尾和俊（東京シューレ）
- ・松島裕之（フリースクール全国ネットワーク）

## ●会員状況●

会員数（2014年1月27日現在）

個人会員	220名
団体会員	20団体
合計	240名・団体

地域ごとの会員の分布

東京都	86	広島県	3	滋賀県	1
埼玉県	29	栃木県	2	奈良県	1
神奈川県	24	福井県	2	岡山県	1
千葉県	18	富山県	2	鳥取県	1
長野県	10	静岡県	2	山口県	1
新潟県	7	岐阜県	2	福岡県	1
愛知県	7	三重県	2	佐賀県	1
大阪府	7	香川県	2	長崎県	1
北海道	5	熊本県	2	沖縄県	1
京都府	5	岩手県	1	その他（海外等）	2
兵庫県	5	福島県	1		
秋田県	4	山梨県	1		

## ●入会・寄付のお願い●

当会の運営は、みなさまからの会費・寄付によって成り立っています。

助成金の申請など、工夫もしつつ活動をしておりますが、この活動をもっと多くの方に知っていただき、様々な地域で議論が巻き起こるようにしていくために、まだまだ賛同者も資金も多く必要です。

入会申込書は受付や団体HPよりダウンロードしていただけます。また、寄付・カンパは1口1,000円より受け付けております。

どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

お振込先：

郵便振替	口座番号：00150-2-374649
	加入者名：オルタナティブ教育法を実現する会
銀行振込	ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ）
	口座番号：0374649 オルタナティブ教育法を実現する会

**第一回オルタナティブな学び実践交流研究集会**  
**～新しい普通教育の創造にむけて～**

2014年2月1日、2日

会場：東京シューレ葛飾中学校

主催：多様な学び保障法を実現する会